

法務の国際化の下での日本弁護士の状況と役割 —上柳報告へのコメント

浦川道太郎

はじめに

上柳敏郎先生の本日のご講演は、現在わが国で進行しているリーガル・サービスの国際化の実態とその問題点を明らかにし、また、わが国の開発途上国に対する法整備支援の意義と現状を解説いただくものであった。いずれも、先生が日本弁護士連合会国際室室長をお務めになり、また法曹としての国際協力に携わって得た実体験と思索に基づくものであって、大変興味深い内容であった。

私は、法曹（弁護士）職務のグローバル化について十分な知識を持ち合わせておらず、これまで特に深く考えてこなかったため、この場のコメンテーターとしては不適格である。しかし、上柳先生を実務家教員として法務研究科にお招きする以前からカンボジア等の法整備支援を通して個人的にも先生のご活躍を良く存じ上げていたため、議論を進めるための触媒役は務まるのではないかと考えて、ご報告をお伺いして、感想を述べる役割を引き受けた次第である。したがって、大上段に振りかぶったコメントは到底できないので、ご講演を契機として思ったところを幾つか申し上げることで、お赦しいただきたいと思う。

1 外弁法改正について

(1) 本講演の第一の主題は、外国弁護士による法律事務取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）の改正経過と、それを契機とする英米大手法律事務所のがわが国への進出、及び、その問題点を指摘するものであった。

(2) 今回の外弁法改正により、従来は禁止されていた外国法事務弁護士による日本弁護士の雇用が解禁され、また、外国法事務弁護士と日本弁護士との間の共同経営が自由化された。外弁法改正の議論の場となったのは、司法制度改革審議会意見

書の内容を実現するための具体的施策を検討した司法制度改革推進本部に設置された国際化検討会であった。本講演や須網隆夫教授の報告（『『国際化検討会』のチェック(1)~(6)』カウサ2, 3, 4, 5, 7, 9号(2002~2003年)）によると、この検討会での議論は、弁護士活動の国際化という大局的視点から議論を進めることを放棄して、事務局が当初から外弁法改正に焦点を絞って運営し、また、最終段階では英米政府当局の圧力とそれに呼応した一部国会議員等の圧力により与党の結論が外部で先に纏められ、それを受ける形で検討会の中でも日弁連等の提起する懸念を押さえ込んで議論が取りまとめられたとのことである。官僚に支えられた事務局主導による法律制定(改正)のお膳立てとしての審議会(検討会)はときに見られる現象であるが、この外弁法改正に関しては、その審議内容も委員の討議により自ずから意見が集約した姿に誘導されたものではなく、むしろ最後は事務局が意見集約のための努力を断念した様子さえ窺える。これも最近の「政高官低」現象の一つの現れなのかもしれないが、官僚の責任放棄により、視野が限られた一部有力政治家の意見や外圧によって重要な法律制度が決定・改変されていくことは、国家社会に禍根の種を残すものといわねばならない。

(3) 本講演は、上記の司法制度改革推進本部国際化検討会では無視される結果となった日弁連等の「外国弁護士受入れ自由化」慎重論について触れ、特に外国法事務弁護士による日本弁護士の単独雇用解禁に対する懸念として、次の3つの根拠を明らかにしている。すなわち、①外国法事務弁護士が日本弁護士を指示して日本法を取り扱う危険性、②外国法事務弁護士に単独雇用された日本弁護士が依頼者から日本法に関する法律事務の委任を受けた場合に、受任者は当該日本弁護士のみであるため、雇用主である外国法事務弁護士への責任追及が困難であるという問題性、③雇用主である外国法事務弁護士から日本法に関する知識を被用者である日本弁護士が指導を受けずに執務することになる危険性、である。これらの懸念はもっともなものであり、上柳教授が別の論考(上柳敏郎ほか「外弁法改正」自由と正義55巻3号(2004年))で指摘されているように、外国法事務弁護士の執務形態を確り把握し、十分な監督を行うこと、及び依頼者となる企業や市民に対して、外国法事務弁護士事務所の業務範囲を明確に広報することが、日弁連の今後の重要な課題となるであろう。

2 日本弁護士職の変容の危険性

(1) 本講演の第二の主題は、外国法事務弁護士、特にその所属する英米大手法律事務所のわが国への進出とそれがもたらす影響に関する問題であった。講演の中では、外弁法改正による日本弁護士の単独雇用の解禁と日本弁護士との共同経営の自由化が世界的なリーガル・サービス網を形成しつつある英米大手法律事務所の日本への進出を促し、それら法律事務所による日本弁護士の雇用が進行している実態が明らかにされた。また、これと対抗的に、企業買収案件のデュー・ディリジェンス（適正評価）等で国際的競争関係にあるわが国の大手法律事務所の大規模化が進行し、若手の日本弁護士を高額の給与で大量に雇用している現状も数値によって示された。そしてこのような動向の中で、若年の司法試験合格者や有力大学出身の司法修習生が青田刈り的に大手事務所に採用され、市民向けの法律事務を取り扱っている一般法律事務所が新人を獲得困難になっている状態も報告された。

このような上柳教授の指摘された大手事務所による若手弁護士の吸収と弁護士の都市（特に東京）への集中は、最近のNHKテレビ（2006年3月9日放送・クローズアップ現代「弁護士は増えたけど」）においても、「企業法務を扱う巨大な弁護士事務所が増える一方で、儲けの薄い『町医者』的な活動をする弁護士が伸び悩んでいる」と問題視している。

(2) 確かに、司法試験を合格した優秀な若手の中に、社会正義の実現や人権の擁護という法曹本来の役割に魅力を感じないで、法曹をたんなる所得を得るビジネスと割り切る風潮が蔓延しているとするならば、嘆かわしいというべきであろう。だが、弁護士の都市や大手事務所への集中の原因は、司法試験合格者や若手弁護士の意識の在り方の変化にあるというよりは、むしろ、わが国のリーガル・サービスの人材市場における需給関係にあると考えられる。また、英米の大手法律事務所が外弁法改正を強引に働きかけてでも、わが国に進出してくるのは、彼らの提供するリーガル・サービスの潜在的な需要がわが国に十分にあると考えているからであろう。

本講演の中でも、上柳教授は、都市の大手法律事務所の新人弁護士に提示する初任給と一般事務所が提示する初任給の格差が2倍近くに拡大していること、また企業法務分野の需要拡大によりマンパワーを大量に必要とするリーガル・サービスが増加し、大規模法律事務所へのニーズが高まっていることを指摘している。一方において、企業法務を担当する英米系法律事務所を含む大手法律事務所と企業が集中

する都市（東京）に新人弁護士を高給で大量に吸収する旺盛な需要がある限り、それに応じた人材の供給がなければ、人材が遍在するのは当然の帰結である。したがって、都市や大手法律事務所への人材の遍在を解消する唯一の方法は、法務の国際化による弁護士に対する新規需要を充たすとともに、従来型法務サービスの提供を担うに足りるに十分な量の弁護士の確保（増員）でしかないといえよう。

(3) これに関連して、法曹（弁護士）の国際化を提言した司法制度改革審議会意見書は、質と量の両面で豊かな法曹の養成の必要性も提言し、このための新たな教育機関として法科大学院の創設を提案したことが、改めて想起される。法務の国際化は、リーガル・サービス市場の国際化（開放）を推進し、それに応じた質と量の人材の養成と供給を必要としているのである。その意味において、日弁連が司法試験合格者数について規制的な立場をとり、3000人以上に増員することに消極的であるかに見えることは、法務の国際化というリーガル・サービス市場の拡大に対する認識が十分ではないのではないかと危惧を感じさせる。リーガル・サービスの人材市場に質的に十分な法曹を供給できなければ、国内における都市・地方間のリーガル・サービスの格差を解消できないばかりか、外弁法改正により外国弁護士にわが国のリーガル・サービス市場を大幅に開放したことにより、企業法務を中心にしたリーガル・サービス市場を加速度的に外国に奪われる結果となろう。（ロー・スクール関係者の我田引水的な主張と受け取られることを恐れずにいうと、）質量ともに豊かな法曹養成の場として開設された法科大学院制度を成功させることこそが、法務の国際化に真に対処する方策なのである。上柳教授も紹介された鈴木仁志氏の小説『司法占領』（講談社（2002年））は、法務の市場開放と法科大学院開設の「悪夢」を描いたものであるが、既に市場を開放し、法科大学院を開設した以上、われわれにとっては法務市場の「開国」という国際的な競争下でのリーガル・サービスの現状を見据えて、「悪夢」を現実化させないための積極的・行動的な戦略を構想する以外に選択はないのである。

3 法・司法分野の国際協力における日本の役割

(1) 本講演の第三の主題は、法務の国際化に対処するわが国の戦略的課題に関わるものであった。上柳教授は、英米大手法律事務所の日本進出により、わが国でも企業法務を中心にして法務分野での英米法や英米的法思考への一元化が進む不安を述べている。そして法務分野での多元性の重要性を指摘する中で、英米一元化を打

破するものとして、わが国の法律研究者や実務法曹が現在取り組んでいる発展途上国の法整備支援活動の意義を評価している。

(2) 筆者は、上柳教授をはじめとする日弁連が積極的に取り組んできたカンボジア王国の法整備支援事業の中で、民法典起草事業に協力しているが、ここで述べられた上柳教授の考え方には共感するところが多い。すなわち、アジア諸国を重点に現在進行している日本の法整備支援では、英米法・フランス法・ドイツ法等の複数の法系から比較法的に自国の状況に合わせて継受法を形成してきた我々の経験を伝える努力が払われており、欧米諸国の法整備支援がときに自国の法制度を単純に移植しようとしているのに対して、対象国の市民にとって受容しやすい法制度の形成が目指されている。このような努力は、ビジネスのグローバル化の中で事実上の世界標準として英米的な法文化が確立しつつある中で、地味ではあるが最も有効な対抗軸を形成するものであるといえよう。また、法整備支援事業の中では、政府、JICA、研究者、弁護士会が比較的うまく連携をとってハードな制度形成からソフトな人材養成までを担当しており、この面での成果も大きいものがある。本講演において、上柳教授から法整備支援における日弁連の積極的な活動について報告を受けたことは、多くの講演参加者、とりわけ法曹を目指している法科大学院生にとって一つの新たな活動の目標が示されたものと思う。